

第2回定例会

6月14日
～6月23日

今定例会では、町長が行政報告述べた後、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例など条例改正3件、補正予算2件などの提出された議案について審議され、原案どおり可決しました。

住民から提出された陳情4件については、審議の結果、うち3件が採択となり、町議会として意見書を提出することとなりました。

また、固定資産評価審査委員会委員及び監査委員の選任について同意しました。

一般質問では9名の議員が、当面の行政課題について町理事者の姿勢を質しました。

を行いました。

これに伴って、本町においても、同様の改正が行われました。

大きくは、次の4点になります。

- ①重度心身障害者、母子家庭の方の医療費の自己負担は、初診時の一部負担(定額)となっていました。3才以上で町民税課税世帯の場合は、医療費の1割が自己負担になりました。
- ②母子家庭に加え父子家庭についても、医療費の助成対象になりました。
- ③乳幼児の医療費の助成対象が、「6歳になった月の末日まで」が、「就学前(6才に達した後の年度末)まで」に拡大されました。

※平成16年10月1日から

※平成16年10月1日から

※平成16年10月1日から

※平成16年10月1日から

※平成16年10月1日から

※平成16年10月1日から

※平成16年10月1日から

※平成16年10月1日から

3才未満、町民税非課税世帯はいままでどおり

3才以上で町民税課税世帯は1割負担に

④老人医療費助成制度(道老)の助成対象者が、「65才以上70才未満の方」から「昭和14年7月31日以前生まれで70歳未満の方の方」に変更になりました。また、この制度は平成20年3月31日をもって廃止になります。

※平成16年8月1日から

固定資産評価審査委員の選任に同意

現固定資産評価審査委員の吉田正司氏(錦町)が、平成16年6月26日をもって任期満了になることから、引き続き同委員を選任することに、議会で同意しました。

※任期3年

監査委員の選任に同意

現監査委員の吉川 宏氏が、平成16年6月30日をもって任期満了になることから、後任の委員に市川富美男氏(札内青葉町)を選任することに、議会で同意しました。

※任期4年

北海道の医療費制度改正により

厳しくなる町民の医療費負担!

重度心身障害者 母子家庭等 乳幼児 の医療費制度を改正

老人医療費助成制度（道老）は平成20年3月で廃止

【こうなる医療費助成制度】

助成制度	助成の対象	自己負担額		
		3歳未満	3歳以上	
			町民税非課税世帯	町民税課税世帯
乳幼児	就学前までの乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	無	無	1割 （月額の上限額） ①通院 12,000円（個人ごと） ②通院と入院 40,200円（世帯ごと）
ひとり親家庭等 （母子家庭等）	ひとり親家庭の母または父と子 ※母及び父は、入院に限る	初診時一部負担金 ①医科受診時 580円 ②歯科受診時 510円 ③柔道整復師の 施術時 270円	初診時一部負担金 ①医科受診時 580円 ②歯科受診時 510円 ③柔道整復師の 施術時 270円	1割 （月額の上限額） ①通院 12,000円（個人ごと） ②通院と入院 40,200円（世帯ごと）
重度心身障害者	身障手帳1級、2級、3級（内部疾患）、療育手帳A判定、重度知的障害者など	初診時一部負担金 ①医科受診時 580円 ②歯科受診時 510円 ③柔道整復師の 施術時 270円	初診時一部負担金 ①医科受診時 580円 ②歯科受診時 510円 ③柔道整復師の 施術時 270円	1割 （月額の上限額） ①通院 12,000円（個人ごと） ②通院と入院 40,200円（世帯ごと）

地方税法の改正に伴い、幕別町で課税している個人町民税などの税条例が改正になりました。

改正の主なものはこちらのとおりです。

（個人町民税）

①均等割が、2,000円から3,000円になりました。（平成16年度分から）

②いままで均等割がかかっている夫と生計を一緒にしている妻には、均等割はかかりませんが、一定額以上の所得がある場合は、

個人町民税などの税条例を改正

こちらは税負担、個人に厳しい税改正

妻にも平成17年度1,500円、平成18年度からは3,000円の均等割がかかることになりました。

③65才以上で前年の所得が1,000万円以下の方は税額を計算するときに老年者の所得控除を受けることができましたが、廃止になりました。（平成18年度分から）

④短期譲渡所得と長期譲渡所得の課税税率が引き下げられ、土地等の譲渡所得以外との通算、翌年度への繰越控除が廃止となりました。また、長期譲渡所得の100万円の特別控除が廃止になりました。（平成17年度分から）

（固定資産税）

家屋を所有していない方が事業用としてその家屋に付帯設備を取り付けた場合、いままでは家屋の所有者に課税していましたが、取り付けた方を所有者として課税することになりました。（平成17年度分から）

